

中標津町低炭素建築物新築等計画認定申請等手数料

○低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（住戸を単位として認定申請）（法第53条第1項）

総戸数	適合証を添付した場合の手数料	
1戸	9,100円	
2戸以上5戸以内	14,600円	
6戸以上	22,500円	
確認審査申出の場合は上記手数料に建築確認申請手数料の確認手数料を加算する。		
申請建築物が構造計算適合性判定に準ずる判定が必要な場合		
1棟につき	法第20条第2号イ	大臣認定プログラムの場合
構造計算適合性判定手数料	180,000円	120,000円

○低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

（共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定申請）（法第53条第1項）

面積	適合証を添付した場合の手数料	
0㎡を超え300㎡以内	14,600円	
300㎡を超えるもの	35,200円	
確認審査申出の場合は上記手数料に建築確認申請手数料の確認手数料を加算する。		
申請建築物が構造計算適合性判定に準ずる判定が必要な場合		
1棟につき	法第20条第2号イ	大臣認定プログラムの場合
構造計算適合性判定手数料	180,000円	120,000円

○低炭素建築物等計画認定申請手数料（住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定申請）（法第53条第1項）

面積	適合証を添付した場合の手数料	
0㎡を超え300㎡以内	14,600円	
300㎡を超えるもの	35,200円	
確認審査申出の場合は上記手数料に建築確認申請手数料の確認手数料を加算する。		
申請建築物が構造計算適合性判定に準ずる判定が必要な場合		
1棟につき	法第20条第2号イ	大臣認定プログラムの場合
構造計算適合性判定手数料	180,000円	120,000円

○低炭素建築物等計画変更認定申請手数料（工期の変更）（法第55条第1項）

戸又は棟	変更認定手数料
1戸又は1棟につき	1,000円

○低炭素建築物等計画変更認定申請手数料

（住戸を単位として変更認定申請）（法第55条第1項）新設

総戸数	適合証を添付した場合の手数料	
1戸	9,100円	
2戸以上5戸以内	14,600円	
6戸以上	22,500円	
確認審査申出の場合は上記手数料に建築確認申請手数料の確認手数料を加算する。		
申請建築物が構造計算適合性判定に準ずる判定が必要な場合		
1棟につき	法第20条第2号イ	大臣認定プログラムの場合
構造計算適合性判定手数料	180,000円	120,000円

○低炭素建築物等計画変更認定申請手数料

(共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として変更認定申請) (法第 55 条第 1 項)

面積	適合証を添付した場合の手数料	
0 m ² を超え 300 m ² 以内	14,600 円	
300 m ² を超えるもの	35,200 円	
確認審査申出の場合は上記手数料に建築確認申請手数料の確認手数料を加算する。		
申請建築物が構造計算適合性判定に準ずる判定が必要な場合		
1 棟につき	法第 20 条第 2 号イ	大臣認定プログラムの場合
構造計算適合性判定手数料	180,000 円	120,000 円

○低炭素建築物等計画変更認定申請手数料

(住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定申請) (法第 53 条第 1 項)

面積	適合証を添付した場合の手数料	
0 m ² を超え 300 m ² 以内	14,600 円	
300 m ² を超えるもの	35,200 円	
確認審査申出の場合は上記手数料に建築確認申請手数料の確認手数料を加算する。		
申請建築物が構造計算適合性判定に準ずる判定が必要な場合		
1 棟につき	法第 20 条第 2 号イ	大臣認定プログラムの場合
構造計算適合性判定手数料	180,000 円	120,000 円